

徳島県告示第五百十九号

平成三十年徳島県告示第六百三十六号（特定養殖業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件）の一部を次のように改正し、令和四年八月十六日から施行する。

令和四年八月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中「阿南中央（今津）加入区」を「阿南中央加入区」に改め、「のうち阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦の区域」を削り、同表阿南中央（中島）加入区の項を削る。